

令和4年8月8日

県政会 神奈川県議会議員団  
団長 相原高広様  
政調会長 楠梨恵子様

一般社団法人神奈川県調理師連合会  
会長 小山正武



## 令和5年度 予算・政策要望書

一般社団法人神奈川県調理師連合会

## 1. 調理師試験の実施について

調理師試験は、従来 厚生労働大臣の定める基準により各都道府県主体で実施をしてきましたが、平成20年より指定試験機関による調理師試験の実施が始まりました。

東京都が調理技術技能センターへの委託、京都府・大阪府が関西広域連合へ統合となり、従来年に2回試験を実施していた都道府県が年に1回の実施となつております。

神奈川県においては、調理師を目指す方々が多く、現在調理師試験を年に2回実施しています。

調理師を目指す多くの方々に広く門戸を開くためにも、今後も今まで通りの神奈川県主体による年2回の調理師試験の実施を要望します。

## 2. 飲食店への調理師の必置義務について

調理師法は、昭和33年に制定されて以来、逐次改正が重ねられてきました。特に、昭和56年の調理師法の一部改正において、飲食物を提供する施設ごとに調理師を置くよう努めなければならないとされました。未だ努力規定にとどまっています。現在の制度においては、飲食物の調理・製造等を行う施設は、食品衛生責任者を設置することが義務付けられていますが、これは短時間の講習のみで資格が与えられています。

毎年、夏季だけでなく冬季でも大量の食中毒患者が発生し、また偽装表示事件など、消費者の食に対する信頼が揺らいでおり、食の安心・安全の確保が課題であり、調理の業務に従事する調理師の役割が重要になっています。

飲食物を提供する一定規模以上の施設における調理師の必置の義務化、及び調理師免許取得後の定期的な講習受講及を義務化すること及び免許の更新を要望します。

また、新型コロナウイルス感染症流行収束後は、海外からの渡航者が増え、外国人の調理従事者も増えることが想定されます。増え続ける外国人の調理従事者の資質と知識の向上が必要であり、調理師試験の受験資格に満たない者や外国人などを対象とする准調理師制度の新設を要望します。

### 3. 交際費の損金算入について

法人の交際費について、現在は 資本金一億円以下の中小企業は、年度で支出した交際の費のうち800万円を上限に経費として計上する、若しくは、飲食費の50%を経費として計上する、この二つのどちらかの選択であり、資本金一億円以上の大企業は、接待交際費のうち飲食費の50%を経費として計上です。

この交際費の全額を経費計上可能としたら、企業は交際費を自粛することなく飲食店等の活性化にも繋がると思われるため、交際費全額経費として計上を可能とするよう要望します。